

外為オプション取引に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注１）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ また、本取引は、法令・諸規則等により、取引の内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 取引の内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

○ 弊社によるご説明や、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、コールセンター（0120-727-930（携帯電話・PHSからは、03-6221-0190））までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注２）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 ０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）

（注１）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注２）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

外為オプション取引説明書（契約締結前交付書面・注意喚起文書）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により交付するものです。）

この書面には、当社の取り扱う店頭通貨バイナリーオプション取引（以下、「外為オプション取引」といいます。）についてのリスクや留意点が記載されています。あらかじめご熟読いただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

外為オプション取引は、利益を得られることや元本が保証された取引ではありません。最大でオプションの購入金額相当額の損失が発生します。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。

本説明書では、金融商品取引法第2条第22項第4号に規定される店頭デリバティブ取引のうち、ヨーロッパアンタイプの店頭通貨バイナリーオプション取引である外為オプション取引について説明します。

外為オプション取引のリスクについて

・外為オプション取引は、通貨を原資産とするオプション取引です。投資元本を保証した取引ではなく、外国為替相場等の変動により投資元本のすべてを失うおそれのある、リスクの高い金融商品です。

・外為オプション取引は、将来の一定期日の外国為替相場水準により、あらかじめ定められた金額（以下、「ペイアウト額」といいます。）を受け取る権利を購入する取引です。取引には期限があり、期限到来時に一定条件を満たした場合はペイアウト額を受け取ることができますが、条件を満たさなかった場合は購入金額全額が損失となります。ペイアウト額の受取の可否は、期限到来時の外国為替相場に基づき、システム上で自動的に判定・実行されます（これを「自動権利行使」といいます。）

・外為オプション取引では、取引時間内において一定時間毎に回号を設定します。すべての回号において、新規取引はオプションの購入のみが可能です。新規取引としてオプションを売却することはできませんが、購入したオプシ

ョンは同一回号中に転売することができます。購入したオプションの全数量を転売した場合には、ペイアウト額を受け取る権利はなくなり、転売金額と購入金額との差額がお客様の損益となります。転売時には、オプションの取引価格の変動により損失が発生する場合があります。

・お客様がオプションを購入する場合の取引価格（購入価格）と購入したオプションを転売する場合の取引価格（売却価格）の間にはスプレッドがあります。取引価格は、外国為替相場、ボラティリティ（相場変動率）、権利行使価格（ペイアウト額を授受するための条件となる価格）、権利行使期間（期限までの残存時間）、対象通貨の金利等により変動しますが、相場状況によっては、取引価格のスプレッドが拡大したり、意図した取引ができないことにより、損失が発生する可能性があります。

・外為オプション取引は、インターネットを利用した電子取引です。当社、当社のカバー取引先、当社のシステム委託先、または通信回線業者等が所有するシステム機器や通信回線に障害（システム障害）が発生した場合には、お客様のお取引または金銭の受け払いに影響を及ぼす可能性があります。

・インターバンク市場の流動性の低下等によってお客様への価格提示が困難であると当社が判断した場合、システム障害が発生した場合、または当社の財務の健全性に重大な影響を及ぼすような事態が発生した場合には、開催中の回号を中断する場合や開始前の回号を中止する場合があります。また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等、特殊な状況が発生した場合についても、開催中の回号を中断あるいは開始前の回号を中止することがあります。

・お客様は、外為オプション取引の注文執行後に、当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

手数料など諸費用について

・外為オプション取引の取引手数料は無料です。

カバー取引先について

当社は、お客様の外為オプション取引から発生するポジションのリスクをヘッジするため、下記カバー取引先とヘッジ取引を行います。

商号又は名称：バークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank

PLC)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構 (U.K. FCA) , 英国健全性規制機構 (U.K. PRA)

業務内容：銀行業

商号又は名称：ドイチェ・バンク・エー・ジー (Deutsche Bank AG)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構 (U.K. FCA) , 英国健全性規制機構 (U.K. PRA)

業務内容：銀行業

商号又は名称：ユービーエス・エー・ジー (UBS AG)

監督を受けている外国当局の名称：スイス連邦銀行委員会 (Swiss Federal Banking Commission)

業務内容：銀行業

商号又は名称：株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation)

業務内容：銀行業

商号又は名称：ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構 (U.K. FCA) , 英国健全性規制機構 (U.K. PRA)

業務内容：証券業

商号又は名称：モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (Morgan Stanley & Co. International PLC)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構 (U.K. FCA) , 英国健全性規制機構 (U.K. PRA)

業務内容：証券業

商号又は名称：香港上海銀行 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

監督を受けている外国当局の名称：香港金融管理局 (香港 HKMA)

業務内容：銀行業

商号又は名称：ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー (JPMorgan Chase Bank N.A.)

監督を受けている外国当局の名称：米国通貨監督局 (米国 OCC) , 米国連邦準備制度理事会 (米国 FRB)

業務内容：銀行業

商号又は名称：バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エー (Bank of America N.A.)

監督を受けている外国当局の名称：米国通貨監督局 (米国 OCC) , 米国連邦

準備制度理事会（米国 FRB）

業務内容：銀行業

商号又は名称: コメルツ・バンク・エー・ジー (Commerz Bank AG)

監督を受けている当局の名称：ドイツ連邦金融監督庁（ドイツ BAFIN）

業務内容：銀行業

商号又は名称: シティ・バンク・エヌ・エー・ロンドン (Citibank N.A. London)

監督を受けている当局の名称：英国金融行為機構（U.K. FCA），英国健全性規制機構（U.K. PRA）

業務内容：銀行業

・外為オプション取引は、当社とお客様との相対取引です。当社および当社のカバー取引先等の信用状況によっては、当社の財産状況に影響が及ぶ可能性があり、その結果、お客様が損失を被るおそれがあります。

預託金の区分管理について

・お客様から預託された外為オプション取引に係る預託金については、三井住友銀行 および みずほ信託銀行の信託口座にて当社の資産とは区分して管理します。預託金が信託口座へ入金されるまでの間は信託保全の対象とはなりません、その間についても法令に定める金融機関において当社の資産とは区分して管理します。

外為オプション取引の概要

外為オプション取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則が適用される取引です。外為オプション取引の概要は以下の通りです。

1. 取引対象

バイナリーオプション取引とは、取引対象となる原資産の価格があらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に一定の金銭を受け取ることのできる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引のことです。外為オプション取引は、通貨を取引対象の原資産とする店頭バイナリーオプション取引です。

2. 取扱オプションの種類

外為オプション取引は、取引期限（回号終了時点）においてのみ、ペイアウト額の授受を判定・実行するオプション取引（「ヨーロピアンタイプ」といいます。）です。オプションのタイプには以下の4種類があります。

①ラダーバイナリーコールオプション

回号終了時点の外国為替相場が権利行使価格以上の水準となった場合にのみ、ペイアウト額を受け取ることができるオプションです。

②ラダーバイナリープットオプション

回号終了時点の為替相場が権利行使価格未満の水準となった場合にのみ、ペイアウト額を受け取ることができるオプションです。

③レンジインオプション（レンジバイナリーコールオプション）

回号終了時点の為替相場が2つの権利行使価格に挟まれるレンジの内側（下限価格以上かつ上限価格未満）となった場合にのみ、ペイアウト額を受け取ることができるオプションです。

④レンジアウトオプション（レンジバイナリープットオプション）

回号終了時点の為替相場が2つの権利行使価格に挟まれるレンジの外側（下限価格未満または上限価格以上）となった場合にのみ、ペイアウト額を受け取ることができるオプションです。

3. 取扱通貨ペア

米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、ユーロ/米ドルの4種類です。

4. 取引時間

月曜日～金曜日 午前8：00～翌午前5：00（日本時間）

※クリスマスや年末年始等、インターバンク市場の流動性が低下する時期については別途定めることとし、当社ホームページ上でご案内するものとします。

5. 取引単位

取引は1枚単位となっており、ペイアウト額を1,000円とする取引を1枚（最低取引単位）とします。

6. 取引限度額

取引数量には以下の限度額が設定されています。

- ・ 1注文あたりの取引上限：50枚
- ・ 1営業日あたりの取引上限：5,000枚（全通貨ペア合計）

※外為オプション取引では、上記取引上限とは別に、お客様が当社に申告された「投資可能資金額」に応じた「最大購入可能枚数」（同時保有可能なポジションの上限）が設定されています（取引画面上に常時表示されます。）。

7. 取引に必要な資金額

1枚あたりの取引に必要な資金額は、取引価格として表示されます。取引価格は外国為替相場等の状況により変動しますが、1枚あたり最大1,000円となります。取引価格については、後述「【12】取引価格」をご参照ください。

8. 手数料

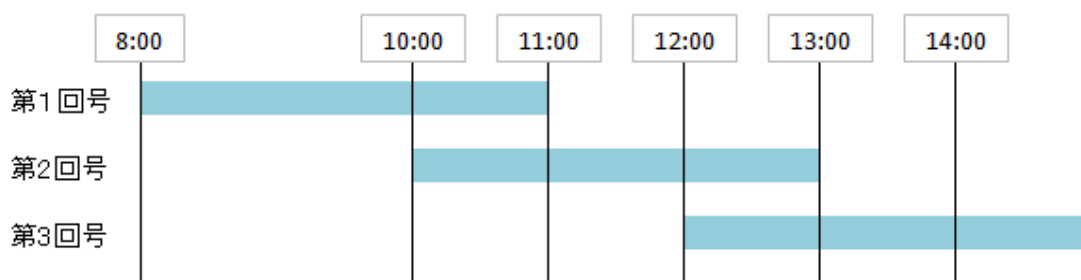
外為オプション取引に係る手数料の額は0円です。

9. 回号

取引時間内において、一定時間毎に回号を設定します。1回号の時間は3時間です。

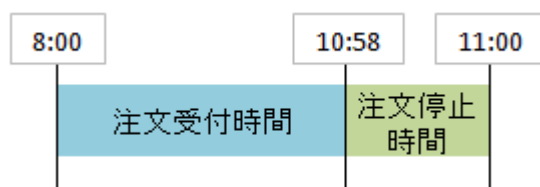
回号	時間
第1回号	8:00~11:00
第2回号	10:00~13:00
第3回号	12:00~15:00
第4回号	14:00~17:00
第5回号	16:00~19:00
第6回号	18:00~21:00
第7回号	20:00~23:00
第8回号	22:00~翌1:00
第9回号	翌0:00~翌3:00
第10回号	翌2:00~翌5:00

回号は下図のように連続、重複して開催されます。



※各回号において、新規取引はオプションの購入のみ可能です。新規取引としてオプションを売却することはできませんが、購入したオプションは同一回号中に転売することができます。ただし、各回号とも終了時刻2分前から新規購入・転売ともできなくなりますので、ご注意ください。

例：8:00~11:00の回号の場合



※クリスマスや年末年始等インターバンク市場の流動性の低下が予想される時

期や重要経済指標の発表等が予定されている場合には、取引時間内における回号の開催回数を変更することがあります。

※外国為替相場の急変やインターバンク市場における流動性の低下等によりお客様への価格提示が困難であると当社が判断した場合、システム障害が発生した場合、またはインターバンク市場やお客様との取引により当社の財務の健全性に重大な影響が及ぶような事態が発生した場合には、開催中の回号を中断または開催前の回号を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10. 外国為替相場（原資産価格）

取引画面に提示される外国為替相場には、当社の店頭外国為替証拠金取引（FXネオ）で提示される各通貨ペアのBID レートとASK レートの中間値（MID レート）を採用しています。

※呼値の単位は、対円通貨ペアが0.001円、対ドル通貨ペアが0.00001ドルです。

※MID レートについては、対円通貨ペアでは小数点第4位以下を、対ドル通貨ペアでは小数点第6位以下を切り捨てて算出します。また、レート生成のタイミング等が異なることを原因にFXネオのレートと差異が発生する場合があります。

※FXネオで提示している各通貨ペアの価格は、当社がインターバンク市場において取引されている最新の価格を参照し、お客様向け取引価格として算出したものです。

※市場の流動性が乏しい等の状況により、当社がインターバンク市場の最新の価格を参照できない場合には、取引時間内であっても当社は取引レートを表示しない場合があります。その場合、お客様は当該通貨に係る注文を行うことができません。また、市場の値動きが荒い等の状況により、インターバンク市場において約定できるレートが提示されていないときは、お客様の注文を受け付けられない場合があります。

11. 権利行使価格

権利行使価格は、バイナリーオプション取引においてペイアウト額を授受するための条件となる価格です。外為オプション取引では、各回号の開始1分前に、その時点の外国為替相場を基準として上下対称的に権利行使価格を複数設定します。なお、開催中の回号については、権利行使価格を追加設定することはありません。

※権利行使価格の呼値の単位は、対円通貨ペアが0.01円、対ドル通貨ペアが0.0001ドルです。

※権利行使価格は、当社の店頭外国為替証拠金取引（FXネオ）で提示される各通貨ペアのBID レートとASK レートの間値（MID レート）を基準に設定します。（対円通貨ペアでは小数点第2位以下を、対ドル通貨ペアでは小数点第4位以下を四捨五入して設定します。）

※権利行使価格の設定数・間隔は、インターバンク市場の流動性や外国為替相場のボラティリティ等を勘案して設定します。重要な経済指標やイベントが予定されている場合や市場の流動性が乏しい等の状況が発生している場合には、回号毎に権利行使価格の設定数や間隔が変わる場合があります。

12. 取引価格

外為オプション取引では、各権利行使価格についてペイアウト額を1,000円とした場合の取引価格を提示します。取引価格は、オプションの価値を表すものであり、プレミアムあるいはオプション料とも呼ばれます。

取引画面上には、お客様がオプションを購入する場合の取引価格（購入価格）と、お客様が購入したオプションを転売する場合の取引価格（売却価格）の両方が提示されますが、2つの価格の間にはスプレッドがあります。

※取引価格の呼値の単位は、各通貨ペアとも1円です。

※取引価格は、オプション取引の理論モデルのひとつである「ブラック・ショールズモデル」を修正した計算モデルに基づいて算出されます。「ブラック・ショールズモデル」では、原資産価格（外国為替相場）、権利行使価格、ボラティリティ（相場変動率）、権利行使期間（期限までの残存時間）、対象通貨の金利が取引価格の決定要素となっており、これらの変化により取引価格も変動します。理論的には、権利行使条件が同一となっているコールオプションとプットオプションの取引価格の和はペイアウト額と等しくなりますが、実際の取引価格の算出にあたっては、ヘッジ取引に係るリスクプレミアム等を加味して取引価格を算出しますので、理論価格とは異なる値となります。また、同様の理由から、取引価格のスプレッドも変化します。なお、取引価格と各変数との相関関係については、当社ホームページ内にも説明がありますので、ご参照ください。

※オプションの理論価格の計算に用いられるボラティリティには、ヒストリカル・ボラティリティ（原資産に対する過去の変動率の実測値に基づくボラティリティ）とインプライド・ボラティリティ（原資産に対する将来の変動率を予測したボラティリティで、実際に市場で取引されているオプションの価格から

逆算した値）がありますが、店頭通貨バイナリーオプション取引ではオプション価格を常時参照できる市場がないため、外為オプション取引の取引価格の算出時にはヒストリカルボラティリティを使用します。

※外国為替相場の急変やインターバンク市場における流動性の低下等の状況によっては、取引価格のスプレッドが広くなる場合があります。

※取引価格が0円またはペイアウト額と同額（1,000円）となる場合があります。

※取引価格が0円または1,000円のと看に行う取引は、経済合理性を欠くものとなります。

※取引価格が1,000円のと看には注文を受け付けない場合があります。

※取引約定時には、取引画面に表示されている取引価格と約定価格との間に差異（スリッページ）が発生する場合もありますので、あらかじめご了承ください。（スリッページについては、後述「17. 注文の受付・執行方法及びスリッページについて」をご参照ください。）

13. 判定価格

判定価格とは、購入したオプションを回号終了時まで保有した場合に、回号終了時点においてペイアウトの受取の判定に使用するレートのことです。判定価格には、当社の店頭外国為替証拠金取引（FXネオ）で回号終了時刻直前に最後に更新された各通貨ペアのBID レートとASK レートの中間値（MID レート）を使用します。

※判定価格の呼値の単位は、対円通貨ペアが0.001円、対ドル通貨ペアが0.0001ドルです。

※MID レートについては、対円通貨ペアでは小数点第4位以下を、対ドル通貨ペアでは小数点第6位以下を切り捨てて算出します。

※何らかの理由により、回号終了時に当社がFXネオのレートを取得できなかった場合には、Bloomberg社が同時点で配信するレート（BID レートとASKレートの中間値）を判定価格として使用します。

14. 注文の方法

当社会員ページよりインターネット経由で外為オプション取引の注文を発注することができます。電話等それ以外の手段による注文の受付は、システム障害時を含めて一切行いませんので、あらかじめご了承ください。

15. 注文の種類

外為オプション取引では、新規購入のための注文、および、購入したオプション（ポジション）を転売するための注文のみを受け付けます。新規取引としてオプションを売却することはできません。また、注文方式は成行注文のみとなっており、指値注文・逆指値注文はありません。

16. 取引の相手方

当社がお客様から外為オプション取引に関する注文を受けた場合には、当社がお客様の相手方となって取引を成立させます。

17. 注文の受付・執行方法及びスリッページについて

外為オプション取引での注文受付は成行注文のみとなっています。当社は、各回号の開始時刻から終了時刻の2分前までの間、お客様の成行注文を当社の受注サーバに到達した順に受け付けます。正常に受け付けられたお客様の注文については、システム上の注文受付番号順に全数量を約定処理しますが、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

成行注文では、発注時にお客様が許容できるスリッページ幅を注文画面上で設定することができます。その場合には、お客様の注文を当社のサーバで受注した時点における当社の配信価格（以下、「基本価格」といいます。）がお客様の発注時に画面表示価格と一致するか、または、お客様が注文時にあらかじめ設定したスリッページ許容幅の範囲以内であれば、お客様の成行注文は当該基本価格で全数量約定しますが、スリッページ許容幅を超えている場合には全数量の注文受付が拒否されます。スリッページ許容幅を設定せずに成行注文を発注することもできますが、相場急変時はスリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。なお、基本価格の変動が激しい場合には、スリッページ許容幅の設定の有無にかかわらず、基本価格が有効な取引価格ではないものとして注文が受け付けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

18. ペイアウト額の受取に係る判定及び取引成立の報告

約定したオプションは、各回号の終了時刻の判定価格を基準として、自動的にペイアウトの受取の判定が行われます（これを自動権利行使」といいます。お客様による意思表示の必要はありません。）。

オプションの種類毎の判定方法は以下の通りです。

①ラダーバイナリーコールオプション

回号終了時点の判定価格が権利行使価格以上の水準となった場合（判定価格 $\geq$ 権利行使価格 の場合）にのみ、ペイアウトの入金処理を行います。権利行使価格未満の水準となった場合にはペイアウト額を受け取ることができません。

②ラダーバイナリープットオプション

回号終了時点の判定価格が権利行使価格未満の水準となった場合（判定価格 $<$ 権利行使価格 の場合）にのみ、ペイアウトの入金処理を行います。権利行使価格以上の水準となった場合にはペイアウト額を受け取ることができません。

③レンジインオプション（レンジバイナリーコールオプション）

回号終了時点の判定価格が2つの権利行使価格に挟まれるレンジの内側（下限価格以上かつ上限価格未満）となった場合（下限価格 $\leq$ 判定価格 $<$ 上限価格 の場合）にのみ、ペイアウトの入金処理を行います。レンジの外側（下限価格未満または上限価格以上）となった場合にはペイアウト額を受け取ることができません。

④レンジアウトオプション（レンジバイナリープットオプション）

回号終了時点の判定価格が2つの権利行使価格に挟まれるレンジの外側（下限価格未満または上限価格以上）となった場合（判定価格 $<$ 下限価格 または 上限価格 $\leq$ 判定価格 の場合）にのみ、ペイアウトの入金処理を行います。レンジの内側（下限価格以上かつ上限価格未満）となった場合にはペイアウト額を受け取ることができません。

※ペイアウト額の受取に係る判定及びペイアウト額の入金処理は、システム上の注文受付番号順に執行します。ペイアウト額の受取がある場合には、判定終了後、速やかにお客様の取引口座へ入金します。

※開催中の回号が中断となった場合、回号終了時点でも判定対象となるオプションが残存しているときには、その回号終了時点の外国為替相場に基づきペイアウト額の受取の判定を行います。

19. 両建て取引について

お客様保護の観点から、経済合理性を欠く下記両建て取引は禁止します。

（1）ラダーオプション

同一権利行使価格のコールオプションとプットオプションの両方を購入する取引

(2) レンジオプション

同一レンジのレンジインオプションとレンジアウトオプションの両方を購入する取引

20. 取引代金の授受について

お客様が、外為オプション取引に基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を日本円により入金する方法に限るものとします。

外為オプション取引の購入金額は、各回号の取引約定時に当社におけるお客様の外為オプション取引口座より差し引くことにより徴収します。購入金額は取引数量×取引価格（購入価格）となります。

購入したオプションを転売した場合の転売金額については、転売取引約定時に、当社におけるお客様の外為オプション取引口座に入金します。転売金額は取引数量×取引価格（売却価格）となります。

ペイアウト額については、各回号のペイアウト額に係る判定終了後、速やかに当社におけるお客様の外為オプション取引口座に入金します。

21. 取引の中断・停止について

外国為替相場の急変やインターバンク市場の流動性の低下等によってお客様への価格提示が困難であると当社が判断した場合、システム障害が発生した場合、または当社の財務の健全性に重大な影響を及ぼすような事態が発生した場合には、開催中の回号を中断する場合や開始前の回号を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等、特殊な状況が発生した場合についても、開催中の回号を中断あるいは開始前の回号を中止することがあります。

22. ロスカット取引について

当社の取り扱う外為オプション取引は、取引による最大損失額が購入金額に限定されるため、店頭外国為替証拠金取引のようなロスカット取引はありません。

23. 益金に係る税金

個人のお客様が行った店頭通貨バイナリーオプション取引で発生した益金（取引によって発生した損益、及び取引手数料）は、「雑所得」として申告分

離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行った店頭通貨バイナリーオプション取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、お客様が店頭通貨バイナリーオプション取引を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

本取引に係る税金の詳細については、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

24. 取引制限について

外為オプション取引では、お客様の一定期間の損失額が当社に申告されている「投資可能資金額」に達した場合、もしくは、お客様が当社に申告されている各種情報に照らして過度な取引を行っている」と当社が判断した場合、お客様のお取引を停止または制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

25. 外為オプション取引に係る留意事項

※外為オプション取引において合理的な投資判断を行うためには、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。そのため、口座開設のお申込時には、お客様が取引の仕組みやリスク等について十分にご理解いただいているかを確認させていただきます。

※外為オプション取引では、お客様全体のオプション購入金額とペイアウト受取額の差額は当社の収益となります。

外為オプション取引の手続き

お客様が、当社で外為オプション取引を行われる際の手続きの概要は、以下の通りとなります。

1. 口座開設

(1) 口座開設のお申込

外為オプション取引口座（以下、「本口座」といいます。）の開設を申し込まれる場合には、事前に本説明書を熟読し、外為オプション取引の概要やリスクを十分にご理解いただくとともに、「外為オプション取引約款」にご承諾い

ただき、その他の当社規程・ルール等にご同意いただいた上で、お申し込みください。なお、お申込と合わせて、本説明書を受領し、お客様の判断と責任において取引を行う旨等が記載された確認書の差し入れをお願いしております（説明書の交付・確認書の差し入れは電磁的方法により行われます。）。

（２）口座開設の審査

当社では、口座開設に係る審査基準を設けており、お客様の保有金融資産・投資経験・知識・その他の事項を審査した上で口座開設手続きを行います。

本口座のお申込手続き時には、お客様が外国為替オプション取引の仕組みやリスク等を十分ご理解いただいているかについての確認を行わせていただきます。ご理解が十分でないと判断される場合は、本口座を開設することができませんので、あらかじめご了承ください。（ご理解が十分でなかったことにより申込手続きが完了しなかった場合については、翌日以降に再申込が可能となります。）

※外国為替オプション取引を行う上で必要となる知識等については、当社ホームページ内のほか、一般社団法人金融先物取引業協会のホームページ内にも掲載されておりますので、ご確認ください。

２．預託金の入金

外為オプション取引の注文をするときは、あらかじめオプションの購入に必要な資金を本口座へご入金ください。預託金は現金のみ受け付けており、有価証券等による充当はできません。

３．注文の指示

お客様が注文を発注する場合には、次の事項の指示をお願いします。

- ・ 通貨ペア
- ・ 回号
- ・ 権利行使価格
- ・ ラダー、レンジイン、レンジアウトの別
- ・ コール、プットの別（円安、円高 または ドル安、ドル高の別）
- ・ 売買の別
- ・ 取引枚数

４．転売によるポジションの結了

購入したオプション（ポジション）の転売が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。転売される建玉は、お客様の指示によりますが、指示

がない場合は先入先出法によります。

5. 注文した取引の成立

外為オプション取引の注文が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

6. 取引残高、ポジション、預託金等の報告

当社は、お客様に取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立の都度、お客様からの請求がない場合は四半期毎（以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日におけるポジション、預託金の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

7. 電磁的方法による書面の交付

取引に係る報告書の交付は電磁的方法により行いますので、当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることについて、あらかじめ書面又は電磁的方法によりご承諾ください。

8. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。

外為オプション取引の仕組み、取引の手続等について、詳しくは当社ホームページをご覧になるか当社コールセンターまでお尋ね下さい。
--

店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした一定の店頭デリバティブ取引、又はお客様のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭デリバティブ取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

a. 店頭デリバティブ取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為

b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為

c. 店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）

d. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

e. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

f. 店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

g. 店頭デリバティブ取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

h. 店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三

者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
i. 店頭デリバティブ取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

k. 店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

l. 店頭デリバティブ取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

m. 店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

n. 店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

o. 店頭デリバティブ取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

p. 店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為

q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭デリバティブ取引をする行為

r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為

s. 店頭デリバティブ取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれ

らに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

t. 店頭デリバティブ取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭デリバティブ取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、お客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（想定元本の4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要について

商号等： GMOクリック証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号
本店所在地： 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
日本商品先物取引協会
主な事業： 金融商品取引業
設立年月： 平成17年10月
指定紛争解決機関： 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先： GMOクリック証券コールセンター
電話番号 0120-727-930（フリーダイヤル）
（携帯電話・PHSからは、03-6221-0190）

苦情・紛争解決について

お客様がご利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号： 0120-64-5005（フリーダイヤル）
URL：<https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>
東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

外為オプション取引に関する主要な用語及びその他基礎的事項について

当社の外為オプション取引（店頭デリバティブ取引）を行う上で必要となる主要な用語、及びその他基礎的な事項についてご説明します。

■ 相対取引

取引所を介さずに、金融機関など当事者同士が直接、売り手と買い手となり、相対（一対一）で、値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引方法のこと。

＝オー・ティー・シー（OTC：Over The Counter）

■ アウト・オブ・ザ・マネー（Out of The Money）

オプションの権利行使をすると損失の出る状態のこと。OTMと略することもあります。

■ アスク（Ask）

お客様が買うことのできる値段。＝オファー（Offer）

■ アット・ザ・マネー（At The Money）

オプションの権利行使価格と原資産価格が同水準で、オプションの権利行使をした場合に

損益がゼロとなる状態のこと。ATMと略することもあります。

■ アメリカン・オプション（American Option）

満期日までであれば、いつでも権利行使ができるオプション取引のこと。

■ 一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品取引法に定める金融商品取引業者による自主規制団体。金融庁長官により監督されています。

■ イン・ザ・マネー（In The Money）

オプションの権利行使をすると利益が出る状態のこと。ITMと略することもあります。

■ インターバンク市場（Interbank Market）

銀行間市場のこと。

■ インプライド・ボラティリティ（Implied Volatility）

オプションの価格算出モデルを用いて、市場で実際に取引されているプレミアムから逆算した価格変動率のこと。

■ 円高

対象通貨（米ドル、ユーロなど）に対して円の価値が上がること。たとえば、1ドル＝110円から1ドル＝100円になったときのことを指します。⇔円安

■ 円安

対象通貨（米ドル、ユーロなど）に対して円の価値が下がること。たとえば、1ドル＝100 円から1 ドル＝110 円になったときのことを指します。⇨円高

■ オー・ティー・シー（OTC：Over The Counter）

相対取引のこと。取引所を介さない取引全般をOTCといいます。

■ オファー（Offer）

アスク(Ask)と同意語。お客様が買うことのできる値段。⇨ビット(Bid)

■ オプション料

オプションの買い手が売り手に支払う対価のこと。オプションの価値を表し、プレミアム（Premium）とも呼びます。オプション料は、そのオプションの本質的価値（オプションの権利行使を行ったときに得られる価値）と時間的価値（将来の価格変動に対する期待値）の合計額となります。

■ 終値

営業日または特定の期間の終了時のレート。⇨始値

■ 外国為替オプション取引

将来のある期日において、特定の通貨を特定の価格で買う権利または売る権利を売買する取引のこと。買う権利のことは「コール」、売る権利のことは「プット」といいます。

■ 買い持ち

外貨を買っている（保有している、買い超）状態のこと。Long(ロング)、または、買い建玉を持っている、ともいいます。⇨売り持ち（short ショート）

■ 為替差益/為替差損

外国為替相場の変動によって生じた利益/損失のこと。

■ 為替変動リスク

外国為替相場の変動や影響により、差損が出るリスクのこと。

■ 金融商品取引業者

委託者からの金融商品取引の注文を取引所、あるいは他の業者に取り次ぐ業務等について、金融商品取引法による登録を受けた業者。

■ 金融商品取引法

金融商品取引所および金融商品取引を規制する法律。

■ 区分管理信託

金融商品取引法および関連法令に基づき金融商品取引業者に義務付けられた、顧客から預託を受けた証拠金等について金融商品取引業者の固有財産と区分して管理するための信託。

■ クロス取引（Cross Trade）

米ドルを介さない為替取引のこと。ユーロクロスと言えば、ユーロを中心にした取引（「ユーロ/円」や「ユーロ/ポンド」など）を意味し、円クロスといえ

ば円を絡めた取引（「ユーロ/円」や「ポンド/円」、「スイスフラン/円」など）を意味します。

■原資産

オプション取引の対象となる商品のこと。

■ 決済注文

建玉の損益を確定するために反対売買をする注文。

■権利行使

オプションの買い手はその権利を行使すること。コール・オプションでは、原資産を買う取引（オプションの売り手にとっては原資産を売る取引）を成立させることをいい、プット・オプションでは、原資産を売る取引（オプションの売り手にとっては原資産の買い取引）を成立させることをいいます。

■権利行使価格

オプションの買い手が権利行使するときの原資産価格のこと。

ストライク・プライス（Strike Price）ともいいます。

■権利行使期日

オプションの権利を行使できる期日のこと。満期日ともいいます。

■コール・オプション（Call Option）

あらかじめ定めた期日において、あらかじめ定めた価格で原資産を買い付ける権利のこと。

⇔プット・オプション(Put Option)

■裁判外紛争解決制度

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

■時間的価値

将来の価格変動に対する期待値のこと。オプションの価値（オプション料）は、本質的価値（オプションの権利行使を行ったときに得られる価値）と時間的価値を合計したものになります。

■ 実現益（損）

外国為替取引等で実際に建玉を決済して、利益になる場合は、この利益を「実現益」といい、損失となる場合は、この損失を「実現損」といいます。

■自動権利行使

権利行使期日にイン・ザ・マネーとなっているオプションについて、買い手から権利放棄の意思表示がない場合でも、権利行使の申出があったものとして取り扱うこと。

■ ショート(Short)

外国為替取引等である通貨を売り持ちにしている状態のこと。たとえば、ドル/円で「ドルショート」という場合は、ドル売り・円買いを行っていることを意味します。

⇔ (Longロング)

■ 順張り・逆張り

相場のトレンド、方向性に沿って取引することを順張り、相場の方向性に逆らって取引することを逆張りといいます。たとえば、ドル/円相場で、ドル高傾向にある場合に、この先もドル高が続くという予測のもとにドルを買うのが順張り、そろそろドル高が反転するという予測のもとにドルを売るのが逆張りです。

■ 新規注文

建玉を新たに建てる時の注文。決済注文は、建ててある建玉を反対売買する注文。

■ ストップ・ロス・オーダー(Stop-Loss Order)

外国為替証拠金取引等で利用できる注文方法のひとつで、為替レートが自分に不利な方向に変化し、損失が発生してきたときに、それ以上の損失を避けるために建玉を決済する注文のことをいいます。買い玉のときは「ある値段まで下がったら売る」、売り玉の場合には「ある値段まで上がってきたら買い戻す」という逆指値注文になります。＝逆指値

■ ストライク・プライス (Strike Price)

オプションの買い手が権利行使するときの原資産価格のこと。権利行使価格ともいいます。

■ スプレッド (Spread)

レートを提示するBid と、Ask の差のこと。たとえばドル円レートが” 117.50-55” の場合であれば、スプレッドは5銭。

■ スポット (Spot)

外国為替取引において、受渡日が取引日の2営業日後の直物取引のこと。

■ スポットレート (Spot Rate)

外国為替取引で直物取引のことをスポット取引といい、この直物為替レートをスポットレートといいます。

■ スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

■ 損切り

評価損を実現損として確定させる決済取引のこと。逆に評価益を実現益に確定させる決済取引のことは利食いといいます。

■ 高値

営業日または特定の期間のなかで最も高いレートのこと。⇔安値

■ ツー・ウェイ・プライス（Two Way Price）

為替レートを表示する際に、売値と買値の両方を同時に提示すること。ドル円が117.50－55 と提示すると、提示されたお客様は、50 で売ることができ、55 で買うことができます。同時にレートを提示することにより取引の透明性を保っています。

■ 通貨ペア

売買する通貨の組み合わせ。ドル/円、ユーロ/円など。

■ 手仕舞い

建玉を仕切ること、終了させること。

■ デルタ

オプション取引におけるリスク管理指標のひとつで、原資産の変動に対してオプション料（プレミアム）がどの程度変化するかを示す指標。オプション取引の最適ヘッジ比率を計る指標として利用されます。

■ 仲値

日本国内にある銀行が公表する対顧客公示外国為替相場のこと。毎営業日午前9：55 ごろのインターバンク市場の水準を参考に決められ、同日中の対顧客外国為替取引の基準レートとして用いられます。

■ 2項モデル

オプション取引の価格算出モデルのひとつで、権利行使期日までの相場変動を上昇と下落とに場合分けして予測することにより、現在のオプションの価値を算出する理論モデルのこと。

■ 値洗い

建玉の時価評価計算を行なうこと。

■ バイナリーオプション（Binary Option）

権利行使期日に原資産がある価格を超えている場合は価値を持つが、到達していない場合には価値を持たないオプションのこと。

■ 始値

営業日または特定の期間の開始時のレート。⇔終値

■ バリュー・デイト（Value Date）

外国為替取引における受渡日（取引した通貨を交換する日）のこと。スポット取引では、通常、取引日の2営業日後。■ヒストリカル・ボラティリティ（Historical Volatility）

過去の値動きから算出した原資産の価格変動率のこと。

■ 判定価格

オプションの買い手がその権利を行使できるかを判定する際に用いられる価格のこと。

■ ヒストリカル・ボラティリティ (Historical Volatility)

過去の値動きから算出した原資産の価格変動率のこと。

■ ビッド (Bid)

お客様が売ることのできる値段。⇔オファー (Offer) またはアスク (Ask)

■ ヒット (Hit)

特定のプライスで売買されたこと、約定したことをいいます。

■ 含み益 (損)

評価益 (損) と同じ意味で、持っている建玉を市場価格で評価したときに発生する利益を含み益、損失を含み損といいます。

■ プット・オプション (Put Option)

あらかじめ定めた期日において、あらかじめ定めた価格で原資産を売り付ける権利のこと。

⇔コール・オプション (Call Option)

■ ブラック・ショールズ・モデル

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズによって考案されたオプションの価格算出モデルで、原資産価格、権利行使価格、ボラティリティ、残存期間、短期金利等を変数としてオプションの理論価格を算出します。

■ ブル (Bull)

「相場が上昇する」と強気な見方をすることを「ブル」といいます。ブル (Bull) は雄牛のことで、雄牛が角を下から上へ突き上げるようにして攻撃することから、強気派をブルといいます。⇔ベア (Bear)

■ プレミアム (Premium)

オプションの対価のこと。オプション料ともいいます。

■ ベア (Bear)

「相場が下落する」と弱気な見方をすることを「ベア」といいます。ベア (Bear) は熊のことで、熊が腕を上から下へ振り下ろして攻撃することから、弱気派をベアといいます。⇔ブル (Bull)

■ ペイアウト額

バイナリーオプション取引において、権利行使期日に権利行使条件を満たした場合に受け取ることができる金額のこと。

■ ペイアウト倍率

外為オプション取引において、満期日に受け取ることのできるペイアウトが購入金額の何倍となるかを表す倍率。

■ ヘッジ (Hedge)

資産運用などにおいて、リスクを回避するために行なうオペレーションのこと。

■ ボラティリティ (Volatility)

原資産の価格変動率のこと。過去の価格変動から算出するボラティリティを「ヒストリカル・ボラティリティ」といい、オプションの価格算出モデルを使って市場で取引されているオプションのプレミアムから逆算するボラティリティを「インプライド・ボラティリティ」といいます。

■ 本質的価値

オプションの権利行使を行ったときに得られる価値のこと。オプションの価値（オプション料）は、本質的価値と時間的価値（将来の価格変動に対する期待値）を合計したことになります。

■ 満期日

オプションの買い手が、そのオプションの権利を行使できる期日のこと。権利行使期日ともいいます。

■ 安値

営業日または一定の期間のなかで最も安いレートのこと。⇔高値

■ 約定日

取引が約定した日のこと。

■ ヨーロピアン・オプション (European Option)

満期日（権利行使期日）にのみ、権利行使ができるオプション取引のこと。

■ リスク (Risk)

運用や取引において、将来損失が出るかもしれない危険性のこと。

■ 両建て

同じ通貨ペアの買建玉と売建玉の両方を保有すること。

■ ロスカット (Loss Cut)

損失を確定させる決済取引を行なうことをいいます。

■ ロング (Long)

買い持ちにすること。反対に売り持ちにすることをショートといいます。⇔ショート

■ END レート

外為オプション取引におけるEND時間後に最初に提示されるレート。「判定価格」ともいいます。

■ START レート

外為オプション取引における購入受付締切時間後に最初に提示されるレート。「権利行使条件価格」ともいいます。

平成26年5月10日

GMOクリック証券株式会社